

その笑顔を、いつまでも。



成年後見制度

高齢者や障害者の権利を守るしくみです。



- 法定後見制度 2ページ
- 任意後見制度 6ページ
- 任意代理・死後の事務の委任契約 8ページ
- 遺言 9ページ
- 成年後見登記制度 10ページ
- 成年後見制度と関連する制度 11ページ
- リーガルサポートのご紹介 12ページ



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート とちぎ支部

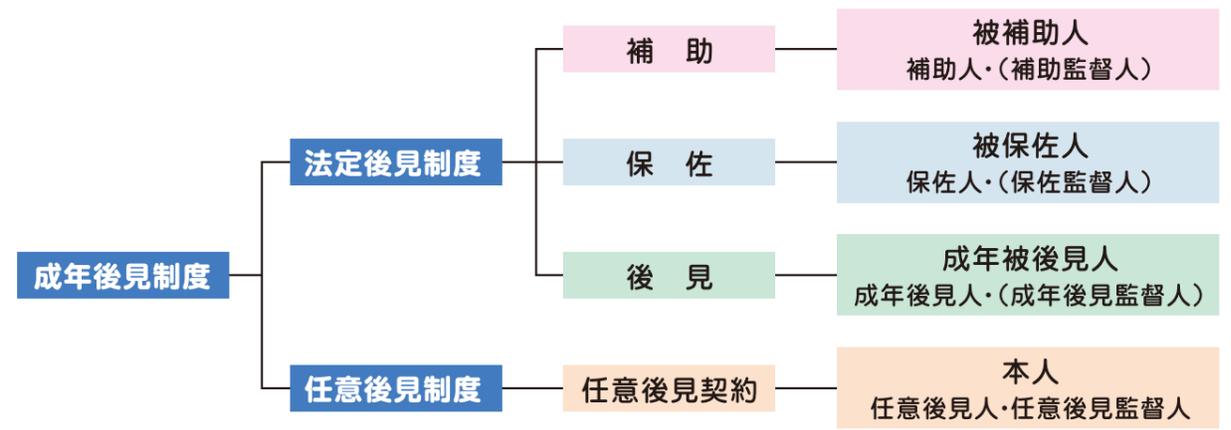
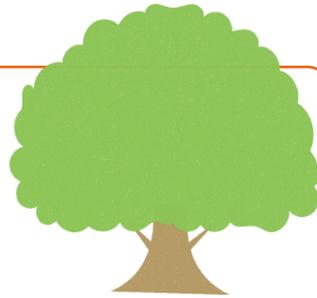
成年後見制度

成年後見制度とは

「成年後見制度」とは、判断能力が不十分な方々（認知症の高齢者・知的障害者・精神障害者等）の権利を守るための制度です。判断力が不十分な場合、たとえば、必要がないのに訪問販売で高額なものを買わされてしまうなど、自分に不利な契約であっても、その判断ができずに契約を結んでしまう恐れがあります。

このように判断能力が不十分なため、契約の締結などの法律行為をする際、その意思決定に

不安がある方々について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られるようにする制度が「成年後見制度」です。この制度は「法定後見」と「任意後見」の2つに大別され、さらに法定後見は判断能力の程度に応じて、「補助」、「保佐」、「成年後見」の3類型に分かれています。



法定後見制度 ~判断能力の程度に応じて援助の内容が変わります~

どんな人が利用できるの？

たとえば…
(最高裁判所の紹介事例)



判断能力が不十分な人

重要な法律行為(※注1)ができるかもしれないが、できるかどうか危惧がある。

軽度の認知症の女性(80歳)のケース
最近、米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗が見られるようになった。訪問販売員から必要のない高額な呉服を何枚も購入してしまった。



判断能力が著しく不十分な人

日常的な買い物は自分ではできるが、重要な法律行為(※注1)は自分ではできない。

中程度の認知症の女性(73歳)のケース
以前から物忘れが見られた。最近になって症状が進み、買い物で1万円札を出したか5000円札を出したかわからなくなることが多くなった。日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになった。

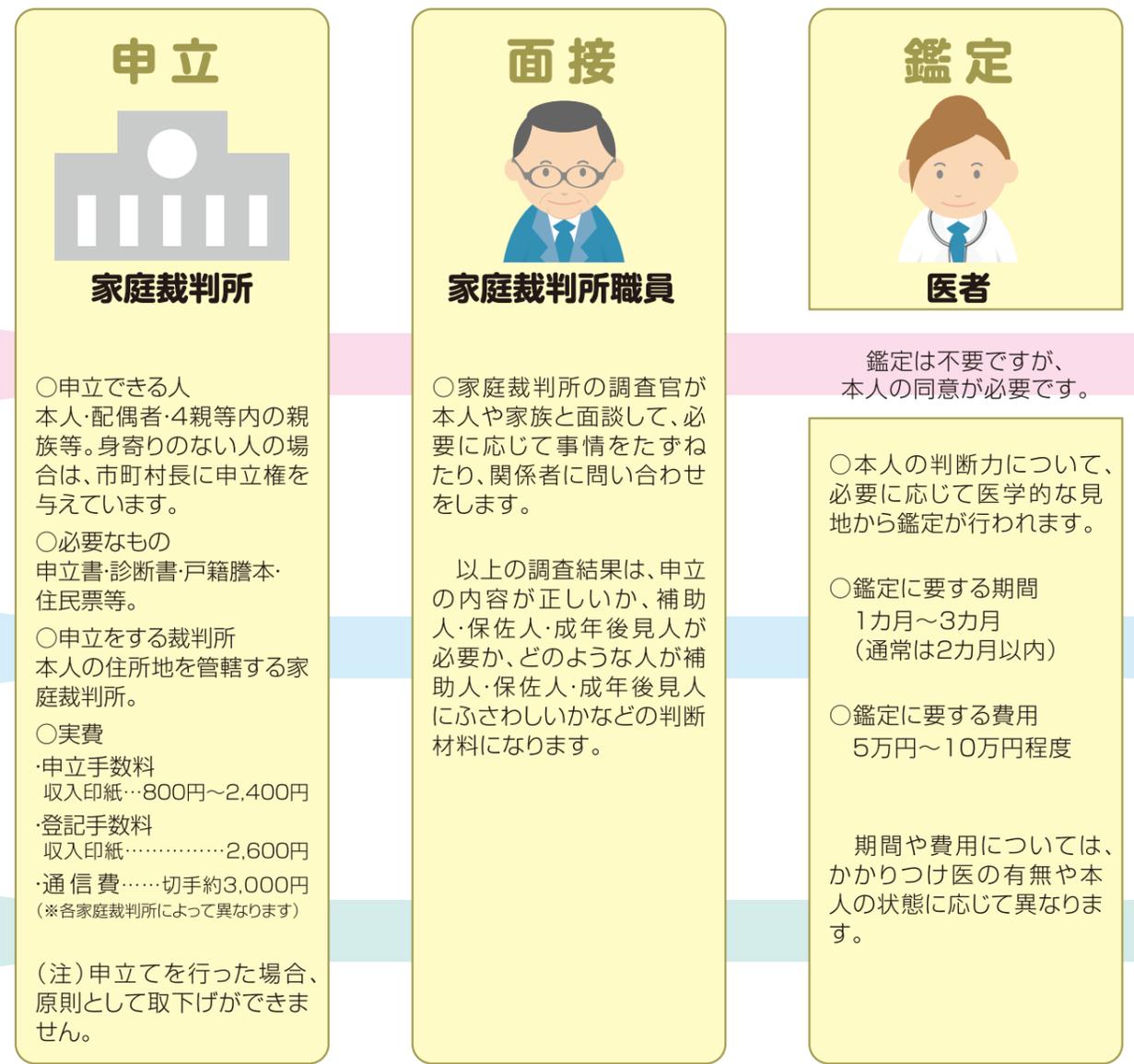


ほとんど判断できない人

重要な法律行為(※注1)は、自分ではできない。

アルツハイマー病の男性(57歳)のケース
5年ほどまえから物忘れがひどくなり、直属の部下を見てもだれかわからなくなるなど、次第に社会生活を送ることができなくなった。家族の判別もつかなくなり、症状は重くなり、回復の見込みはない。2年前から入院している。

法定後見制度



※注1 「重要な法律行為」とは、民法で定められている次の行為になります。
1.貸したお金を返してもらうこと。 2.お金を借りたり、保証人になること。
3.不動産などの重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。 4.裁判をすること。 5.贈与をすること。

6.相続の承認や、相続の放棄、遺産分割をすること。 7.一定期間を超える賃貸借契約を結ぶこと。
8.その他、不動産の大修繕や、贈与や遺贈に関する事など。

法定後見制度Q&A

Q.成年後見人の役割は何ですか？

A.成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。
成年後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

Q.現在、補助開始の審判を受けていますが、認知症の症状が進んできました。補助人はそのまま自動的に、保佐人・成年後見人になるのですか？

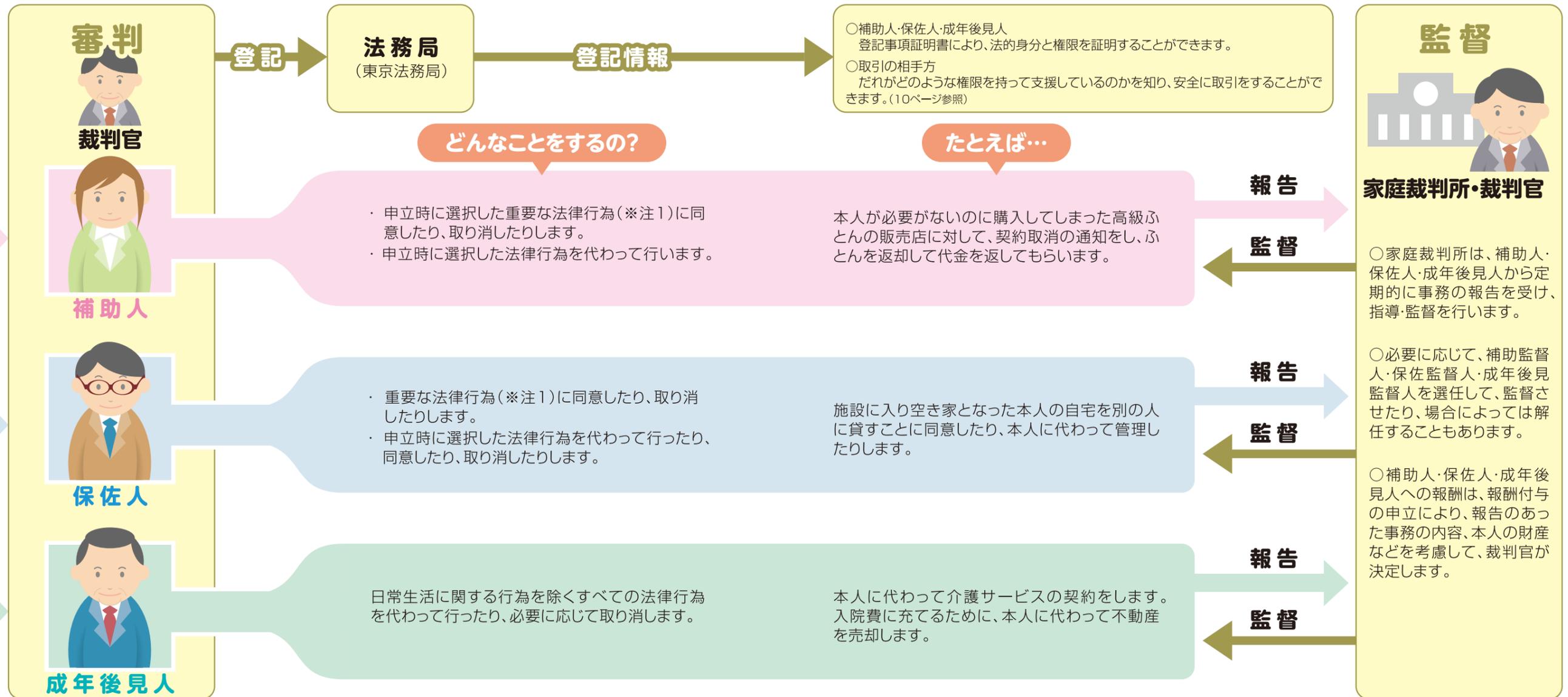
A.本人の判断能力の衰えが進んだからといって、補助から保佐あるいは成年後見に自動的に移行するものではありません。したがって、改めて保佐開始あるいは成年後見開始の審判の申立を行う必要があります。

Q.成年後見人は、本人に代わって何でもできるのですか？

A.基本的にはすべての法律行為について本人を代理することができますが、できないこともあります。たとえば、婚姻や養子縁組など身分変動を生じさせる行為は原則としてできません。そして、本人の意思を尊重すべき遺言についても、後見人が本人に代わってすることはできません。また、成年後見制度を利用しても、日用品の購入など日常生活に関する行為は、可能であれば本人が単独でできます。

Q.成年後見制度を利用するには、どのような費用がかかりますか？また、費用は誰が負担するのですか？

A.成年後見制度を利用するには、以下の費用がかかります。
1 申立時は、申立書に貼る収入印紙、裁判所に提出する郵便切手・登記手数料。申立書作成を司法書士や弁護士に依頼した場合は、その者に支払う報酬
2 鑑定が実施された場合は、鑑定医に支払う鑑定費用
3 成年後見人等の報酬
上記1・2については、原則として申立人の負担となります。3については、本人の財産から支払われます。



※注1 P2~P3参照

任意後見制度

～判断能力がおとろえても、あなたの希望する生活をかなえます～

- いまは大丈夫だけど、将来、判断能力が減退したときのことを思うと心配になる。
- お願いする内容を決めて、信頼できる方と公証役場で任意後見契約を結びます。
- 判断能力が減退した後、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されると、契約が発効します。

任意後見人が本人に代わってできることの例

介護が必要になったら自宅を売って老人ホームに入りたい……………【不動産売却の代理】
 老人ホームの部屋は日当たりのよい個室に入りたい……………【施設入所契約の代理】
 質素な生活を心掛けたいので無駄遣いはしないでほしい……………【日常的な収入・支出の管理】

任意後見契約で決めておくこと

- 1 だれが任意後見人になるのか
- 2 本人に代わって任意後見人がすること
- 3 任意後見人の報酬

どんな人が利用できるの？

任意後見制度



たとえば…

- ・将来、ぼけたときのことがか心配
- ・頼れる親族がない
- ・子供の世話にならないで、自分の希望する老後を送りたい

自分の将来を見通した生活設計を元気づちに考えよう。



任意後見制度Q&A

Q.お願いしたことを実際に任意後見人がしてくれるのか心配なのですが？

A.心配は無用です。任意後見契約の効力の発生後、任意後見人は家庭裁判所によって選任された任意後見監督人の監督のもとで、本人への援助活動を行うことになります。任意後見人に報告を求め、契約通りの援助活動をしているかをチェックしています。

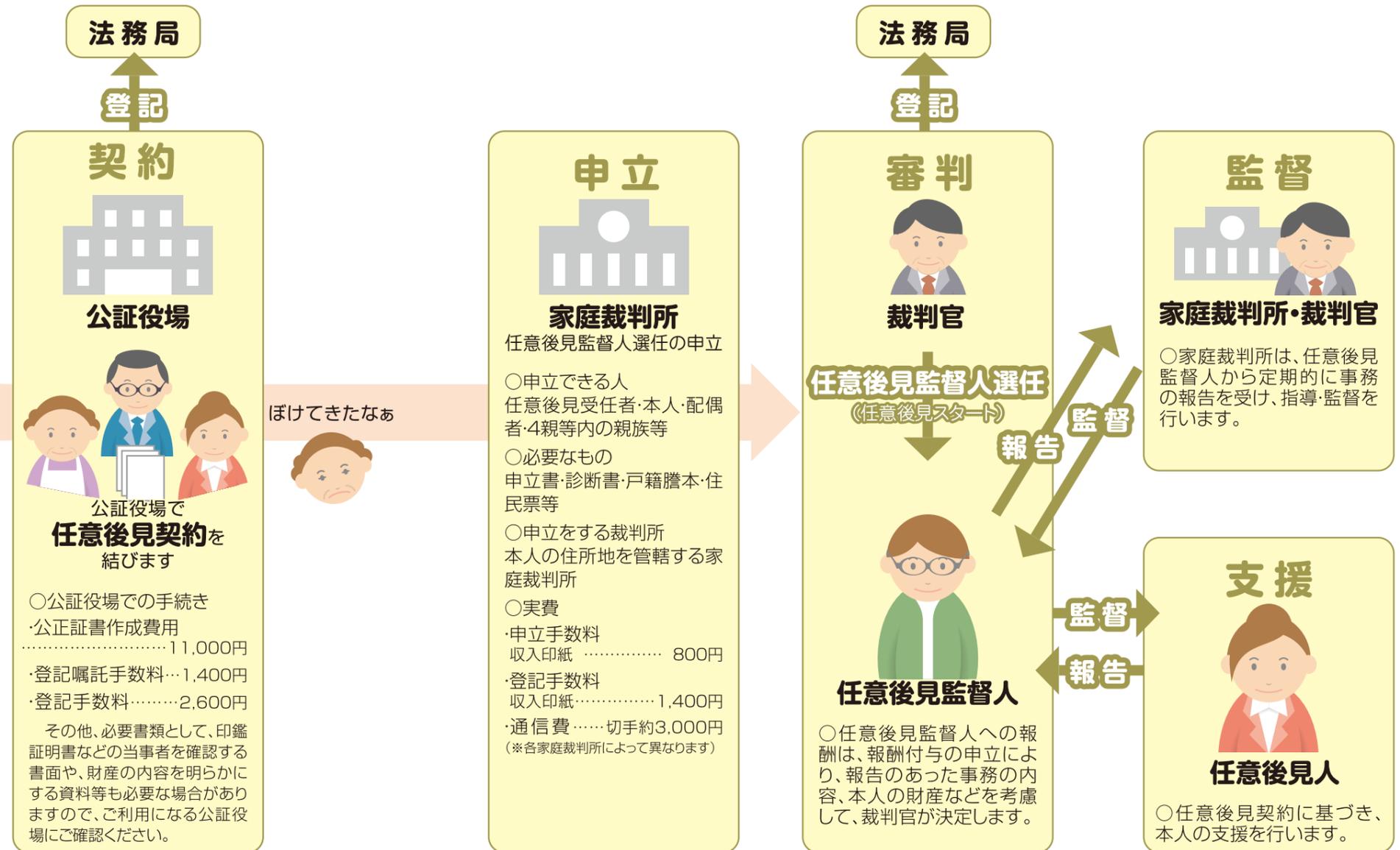
それを実現するため、あらかじめ後見人を決めておくというものです。

Q.任意後見制度のメリットとは何ですか？

A.法定後見制度においては、後見人やその援助の内容を家庭裁判所が決めるのに対し、任意後見制度においては、本人自らがだれに後見人になってもらうのか、後見人にどのようなことを援助してもらおうのかをあらかじめ決めることができます。したがって、任意後見制度の方が法定後見制度よりもより柔軟で、本人の希望に近い援助を受けることができます。ただし、任意後見人は本人が行った法律行為を取り消せません。また、多くの場合任意後見人及び任意後見監督人の両方へ報酬を支払うことになります。

Q.任意後見制度と法定後見制度の違いは何ですか？

A.法定後見制度は、現在すでに判断能力が低下している人を援助する制度です。これに対し、任意後見制度は、現在は元気で、将来、自分の判断能力が低下したときのことがか心配なので、いまのうちに生活設計(ライフプラン)を定めておき、



2 任意代理

後見開始前の支援です

任意後見契約は判断能力が減退したときのためのものです。では、判断能力がしっかりしていても病気等で身体を思うように動かせない、あるいは、面倒な法的手続きのことなどを手伝ってもらい、失敗しないようにしたいときはどのようにすればよいのでしょうか。

そのような場合は、お願いする内容を決めて、お願いする人と任意代理契約を結びます。ただし、任意後見契約と違って家庭裁判所の監督はありませんので、信頼できる方にお願いすることが大切です。



任意代理のできることの例

不動産の管理

役所などでの諸手続

年金などの金銭管理

医療費などの支払い



3 死後の事務の委任契約

亡くなった後の支援です

任意代理・任意後見契約は、本人が死亡するとその時点で終了してしまいます。その後に必要な入院費の精算、葬儀、納骨などは一体どうなるのでしょうか。

この問題に対応し、特約として定めておきたいのが死後の事務の委任契約です。生前の元気なうちに、亡くなった後のことを決めておく契約です。



死後の事務の委任契約のできることの例

葬儀のこと

法要

精算

身辺整理

納骨



4 遺言

遺言は最後の自己決定です

財産は自分の生きてきた証でもあります。自分が亡き後、その財産をだれにどのように配分するのか、元気なうちに遺言として残しておく必要があります。



遺言で決定できることの例

1 相続に関する遺言事項

- ・障害を持つあの子に多く相続させたい
- ・面倒を見てくれたあの人にあの土地を譲りたい
- ・わが家の祭祀をあの子に継がせたい

2 身分上の遺言事項

- ・あの子を認知したい
- ・ひどい非行のあるあの子を相続人から廃除したい



遺言の仕方

1.公正証書遺言



あなたの意向をもとに公証人が遺言書を作成します。公証役場で遺言をしますが、自宅や病院などでもできます。



公証役場に原本が保管されます。

死亡

すぐに財産を分けることができます。

2.自筆証書遺言



自分で全文、日付および氏名を書き、印鑑を押します。間違えたときの訂正方法が決められているので注意が必要です。

保管中に改ざんされないよう注意が必要です。

死亡

家庭裁判所で検認を受けなくてはなりません。

財産を受け取り。



5 成年後見登記制度

成年後見制度や任意後見制度の利用の内容、
成年後見人の権限や任意後見契約の内容などを
登記する制度です。



登記事項証明書

どのような内容の登記がされているか知りたいときは、「登記事項証明書」を取得します。たとえば、介護サービスの提供契約などを結ぶ際に登記事項証明書を見ることで、だれがどのような権限を持った後見人であるのかわかるので、安心して契約できます。



登記されていないことの証明書

成年後見制度を利用していないことを調べるには、「登記されていないことの証明書」を取得します。契約の相手方が成年後見制度を利用している場合、後で取り消される場合があります。そのようなことにならないように、「登記されていないことの証明書」の提示を受けてから契約を結びましょう。

証明書の取得方法と費用

取得方法

- ・郵送で取得する場合
東京法務局後見登録課 〒102-8226
東京都千代田区九段南1丁目1-15
TEL 03-5213-1360
- ・宇都宮地方法務局で取得する場合
宇都宮地方法務局戸籍課
宇都宮市小幡二丁目1番11号
TEL 028-623-0921

交付申請ができる人

本人・配偶者・4親等内の親族・
成年後見人等

費用

- ・登記事項証明書 (1通/収入印紙550円)
- ・登記されていないことの証明書 (1通/収入印紙300円)

6 成年後見制度と 関連する制度



1 日常生活自立支援事業

都道府県社会福祉協議会等を実施主体として行われている事業です。事業の内容は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスなどです。事業の対象となるのは、この事業の契約内容を判断できる程度に判断能力を有する軽度の認知症高齢者・知的障害者・精神障害者の方です。成年後見制度と似ていますが、利用者に代わって契約を結んだりすることはできません。したがって、意思確認が困難となるほど判断能力が低下した場合には、成年後見制度を利用することになります。

なお、栃木県においては「あすてらす」の愛称でこの事業を行っています。

2 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の中核拠点として、介護保険法に基づき各市町村に設置されている公的機関です。センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が配置され、それぞれの専門性を生かし、相互に連携・協働しながら、高齢者の介護予防に関する活動や地域生活での困りごと相談・支援活動、高齢者虐待防止などの権利擁護事業、ケアマネジャーに対する支援活動などを行っています。

3 民事法律扶助

民事法律扶助とは、日本司法支援センター（法テラス）が行っている業務で、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、司法書士・弁護士の費用の立替えを行う（「書類作成援助」「代理援助」）制度です。

資力（収入および資産）が一定額以下の方が後見等開始審判申立をする場合、司法書士・弁護士の費用および鑑定費用について立替えを行ってくれます。

4 公益信託成年後見助成基金

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの呼びかけによって設定した基金で、成年後見制度の利用に関する成年後見人等の報酬を助成する制度です。親族以外の個人が成年後見人等になっている場合で、かつ本人の収入・資産が少ないため成年後見人等へ適正な報酬を支払うことができない場合など一定の要件を満たしたケースが助成の対象となります。後見開始等の申立費用、司法書士・弁護士への申立報酬は助成されません。

5 成年後見制度利用支援事業

介護サービスなどの提供を受けたくても、成年後見制度が利用できないと契約できない場合があります。経済的理由等でこのようなことがないように費用を助成する事業です。この事業の対象となるのは、介護・障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする重度の認知症高齢者・知的障害者・精神障害者であり、かつ成年後見人等の報酬その他必要となる経費の一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるなど、一定の要件を満たした方です。くわしくは各市町村にお問い合わせください。

リーガルサポートは、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として全国の司法書士によって設立されました。全国に50の支部があり、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人として本人の権利を擁護する活動をしています。

リーガルサポート3つの安心

研修制度

組織的な研修制度により、定期的決められた研修単位を取得することを会員に義務付けています。これによって一定の執務水準が保たれています。

執務管理体制

後見人となった会員は、後見事務について定期的にリーガルサポートへ報告し、その監督に服することになっています。後見事務の適正を確保するためです。

業務賠償責任保険

後見人の過失等によって損害を与えてしまったような場合、業務賠償責任保険によって賠償されます。万一の場合にも備える体制をとっています。

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館

●リーガルサポートとちぎ支部

栃木県内の司法書士が会員となって、リーガルサポートとちぎ支部を運営しています。これまでに多くの会員が家庭裁判所から成年後見人や保佐人・補助人として選任され、ご本人の意思を尊重しながらその権利を守り、ご本人の希望する生活を実現するための支援活動を行なっています。

無料相談

毎週土曜日(10:00~15:00)に栃木県司法書士会館にて面談による無料相談会を開催しています。成年後見制度や相続・遺言などの各種疑問にお答えしています。ご予約は下記までお問い合わせください。



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部

〒320-0848 栃木県宇都宮市幸町1番4号 栃木県司法書士会館内
TEL028-632-9420(受付9:00~17:00まで)

